

なべ市消防団マニュアル 目次

番号	文書名	ページ
1	使命感について	1
2	消防活動中の駐車協力依頼カードについて	2
3	服装について	3
4	行政無線及びトランシーバーの取扱いについて	8
5	本団役員その他地区団会議への参加について	12
6	消防車両乗車時の心得について	13
7	団員 担当 車両数	14
8	行政無線、トランシーバー配備数	16
9	支給品のリスト・汚損紛失の申請書	18
10	ライン（SNS）グループ設定	20
11	火災メールについて	21
12	火災の出動態勢について	22
13	遭難時の出動態勢について	24
14	水防対策の出動態勢について	25
15	地震時の出動事前命令について	27
16	緊急車両走行方法について	29
17	警報時等出動態勢について	30
18	応援体制について	32
19	水槽（給水）車運用方法について	33
20	出初式放水訓練時の要領について	34
21	通常訓練（出番日）の要領について	36
22	年末夜間特別警戒巡回について	39
23	防火・防犯パレードについて	41
24	葬儀等について	43

作成 令和02年07月01日

改訂 令和 年 月 日

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 使命感について		頁	1 / 1
文書番号	共通 市長コラム NO.002 Ver.0	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由		神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木	伊藤 文実	

使命感

いなべ市長 日沖 靖

災害が発生すれば、家族や仕事を投げ捨てて、災害現場に馳せ参じる。それが消防団の使命です。しかもボランティアです。東日本大震災でも多くの消防団員が迫り来る津波から市民を守ろうと自らは犠牲となってしまいました。

それでは消防団員は好きだから、消防の仕事をしているのでしょうか？

そうではありません。好きとか嫌いとか、楽しいとか辛いとか、浅はかな感情や私利私欲を超えた使命感があるからこそ、命を懸ける行動がとれるのだと思います。目の前の課題は自分に課せられた任務であり、その任務を果たそうとする気概が使命感です。人の命は地球より重いと良く言われます。その命よりも重い使命感を抱いて任務に当たっておられる消防団の皆さんに畏敬の念を禁じえません。

～いなべ市情報誌 *Link* 9 2012 vol.105 「市長コラム」より～

文書名	いなべ市消防団 消防活動中の駐車協力依頼カードについて	頁	1 / 1
-----	-----------------------------	---	-------

■消防活動中の（自家用車）駐車協力のお願いカードについて

後述カードを支給（自家用車用）するのでダッシュボード上に設置し活用すること。

但し、一般車両であり、交通ルールを守った駐車にすること。

あくまでも、協力依頼であることを忘れずに。

パウチ仕様（A4）

消防活動車両駐車中

消防活動中です。駐車協力をお願いいたします。

問合せ先：いなべ市役所 防災課

0594-86-7746

作成 平成31年04月01日

改訂 平成 年 月 日

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 服装について		頁	1/4
文書番号	共通 服装 NO.004 Ver.0	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由				

■各種シチュエーションの服装について（原則）

○出初式の服装について

1. 公式行事であり黒服制服（正装＝制帽・白ワイシャツ・オレンジネクタイ・名札・白手袋・黒靴・黒靴下）とする。
2. 公式行事であり活動服については、正装（アポロキャップ・肩章・白ワイシャツ・紺色ネクタイ・白手袋（軍手）・編上げ黒靴）とする。但し、体育館内については、運動靴（白色）を着用のこと。
3. マスクは着用しないこと。ただし、着用が必要な場合は、その旨を分団長に、分団長は指揮隊長に、指揮隊長は副団長に伝えること。
4. 清楚、端正に身なりを整えておくこと。

○入退団式の服装について

1. 公式行事であり黒服制服（正装＝制帽・ワイシャツ・オレンジネクタイ・名札・白手袋・黒靴・黒靴下）とする。
2. 公式行事であり活動服については、正装（アポロキャップ・肩章・ワイシャツ・紺色ネクタイ・白手袋（軍手）・編上げ黒靴）とする。
3. 入団者については、スーツを着用させること。
4. マスクは着用しないこと。ただし、着用が必要な場合、その旨を分団長に、分団長は指揮隊長に、指揮隊長は副団長に伝えること。
5. 清楚、端正に身なりを整えておくこと。

○夏季訓練（式典）の服装について

1. 公式行事であり夏服制服（正装＝制帽・名札・白手袋・黒靴・黒靴下・ネクタイなし）とする。
但し、実訓練に参加する場合は活動服に着替えること。
2. 公式行事であり、活動服については、正装（アポロキャップ・肩章・白手袋・編上げ黒靴・ネクタイなし）とすること。ただし、体育館で実施する場合は、運動靴（白色）を着用のこと。
3. 清楚、端正に身なりを整えておくこと。

文書名	いなべ市消防団 服装	頁	2 / 4
-----	------------	---	-------

○操法大会への出席(応援)時の服装について

1. 夏服制服とし、正装(制帽・名札・白手袋・黒靴・黒靴下・ネクタイなし)とする。
2. 活動服については、正装(アポロキャップ・肩章・Tシャツ・白手袋・運動靴(白色))とする。
3. 尚、当日暑いときは、Tシャツを認める。

但し、いなべ市消防団選手が出場中は、正装の上応援すること。

4. 常に身なりを整えていること。

※出場者は、県大会要綱通りとする。

○消火活動中の服装について

1. 特に前線で注水する場合は、防火服、防火ヘルメット、防火靴(編上げ靴)、防護手袋等の保護具を必ず着用すること。また、目の損傷防止の観点からシールドは必ず使用すること。
2. 他の消火隊員についても、自身の安全を守るべく、ヘルメット、防護手袋等の保護具の着用をすること。
3. 分団長、指揮隊長、副団長、団長はベストを着用すること。

○各種実践訓練(夏季訓練・防災訓練・通常訓練等)の服装について

1. 活動服とするが、上述「○消火活動中の服装について」の通り、安全に配慮し実践訓練に見合った服装とすること。

○現場指揮科等の教育研修時の服装について

1. 活動服とするが、上述「○消火活動中の服装について」の通り、安全に配慮し訓練に見合った服装とすること。(主催者からの指示事項について遵守すること。)

尚、後の意見交換会の出席についても、原則、活動服を着用すること。

また、意見交換会出席者については、訓練参加者、(市長)団長、4地区団より副団長又は指揮隊長各1名とする。

(なお、教育研修である普通科及び現場指揮課等の開校式又は出発式の出席については市長及び本団役員全員とする)

○遭難・捜索・その他活動中の服装について

1. 活動服とするが、状況、状態にあった保護具を着用すること。

○本団研修時の服装について

1. 相手方と対面、また、研修場所で行動する場合は、原則、スーツ(名札、階級襟章付)又は制服又は活動服とする。(但し、相手方により都度判断する。)

又、移動時も本団研修として品位と常識・良識を持って相応しいものとする。

文書名	いなべ市消防団 服装	頁	3 / 4
-----	------------	---	-------

○地区団研修時の服装について

1. 相手方と対面、また、研修場所で行動する場合は、原則、スーツ(名札、階級襟章付)又は制服又は活動服とする。(但し、相手方により都度判断する。)
 - 又、移動時も地区団幹部として品位と常識・良識を持って相応しいものとする。

○活動服での買い物の自粛について

1. 消防活動(訓練含む)時の昼食、夕食等の買い物については、特に制限するものではないが、特に店舗の混雑時等、沢山の買い物(荷物)をすると周りの人の目もあることを十分に考慮すること。
 - 従って、
 - ※あらぬ(いらぬ)誤解が生じないようできる限り、私服での買い物を奨励する。
 - ※また、活動服での酒類購入はしないこと。

○分団長会議、地区団幹部会議等の服装について(地区団決定機関であるので格調高く)

1. 分団長会議、地区団幹部会議等の服装については、原則として活動服、スーツ(ノータイ OK)を着用すること。
 - 及び、引き続きの意見交換会も同等の服装とすること。
 - (飲酒する場合は十分配慮すること)

上記関連して

※意見交換会等の会場選定について

1. 会場選定について特に制限するものではないが、いなべ市の活性化に少しでも貢献するよう、できる限り、地元の会場を選定することを推奨する。

※会議・研修等 開始、終了時の挨拶実施

1. 会議・研修等の開始時、終了時につき室内敬礼を実施する。
 - 室内敬礼・・・起立、礼、直れ、着席!

○名札及び階級章の着用について

1. 階級章及び名札は所定の位置に付けること。
 - 【階級章】制服：(冬) 金製(ピン) 階級章
 - 制服：(夏)、活動服 ウエルダー型階級章(樹脂製)
 - 【名札】制服：(夏、冬)：プレート型
 - 活動服：布製
- *現デザインの活動服は貸与時からマジックテープを付けてあります。

○着用方法は次頁のとおり

2. 制服及び活動服における階級章及び名札着用例

【制服冬用装着例】

【制服夏用装着例】



【活動服装着例】



○三重県消防協会北勢支会消防団長等研修の服装について

1. 消防協会北勢支会の指示に従うこと。

○葬儀等の服装について

1. 「その他 NO.001 葬儀等について」を参照

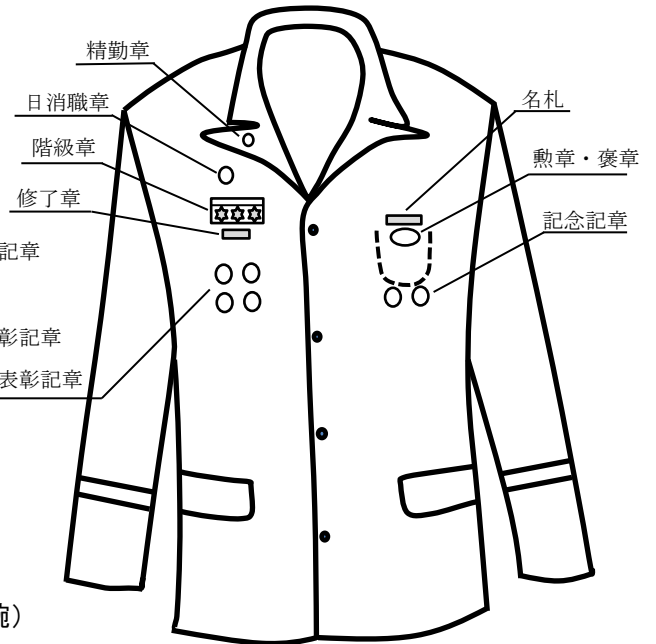
文書名	いなべ市消防団 服装	頁	4 / 4
-----	------------	---	-------

■ 着用ルールについて

○ 制服着用時は、基準に従い、着用することを推奨する。

- 1 勲章及び褒章
- 2 消防庁長官表彰記章
- 3 三重県表彰記章
- 4 日本消防協会表彰記章
- 5 三重県消防協会表彰記章
- 6 三重県消防協会支部表彰記章
- 7 市表彰記章
- 8 記念記章
- 9 職名記章(階級章)
- 10 日消職章
- 11 学校、講習会
- 12 肩章
- (13 腕章

- 国
- 県知事
- 日消
- 県消
- 支会
- 市長
- 記念
- 階級章
- 職章
- 修了証
- 地区団別
- 団章 ・ ・ ・ 左の腕)



※ 9、10 の階級章、職章、(修了証)は上図の通り ・ ・ ・ 必ず、着用する。

※ 2～7 の記章類は上図の通りとし、上級章より最大5か所に着用。 ・ ・ ・ 必要に応じて着用する。

※ 8 の記念記章は、左側最大2か所に着用。 ・ ・ ・ 必要に応じて着用する。

○ スーツ着用時は襟章(階級章)を着用すること。(指揮隊長以上)

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 行政無線及びトランシーバーの取扱いについて	頁	1/4
-----	-------------------------------	---	-----

■行政無線の使い方

○専用チャンネル（S01）で いなべ市全体へ連絡すること。

・・・「電源/専用」ボタンを押すことで通信可能となる。

事案発生当初は 本チャンネルで、いなべ市全体としての連絡をとること。及び本チャンネルを主体として連絡を取り合うこと。

文書名	いなべ市消防団 行政無線及びトランシーバーの取扱いについて	頁	2 / 4
-----	-------------------------------	---	-------

■トランシーバーの使い方

○あくまで、補助通信としてトランシーバーを利用すること。

地区団毎 また、分団ごとに連絡が取れる体制になった時点で、行政無線、トランシーバーと併用し詳細の指揮、状況把握等を行う。(トランシーバーはあくまで、補助的に利用するものであり、専用チャンネル S01 を主体として連絡すること。)

○特に近距離については、トランシーバーを利用すること。

下表チャンネルの通り、特に地区団毎、分団ごとに利用して構わない。

混線する場合は、随時チャンネル移動すること。臨機応変に利用すること。

尚、常に行政無線、トランシーバーは併用する体制を維持すること。

<<チャンネル割り当て>>

分団名	市 ch	地区別 ch	分団別 ch
員弁第 1 分団	1	2	6
員弁第 2 分団			7
員弁第 3 分団			8
北勢東分団		3	9
北勢西分団			10
北勢南分団			11
北勢北分団			12
藤原第 1 分団		4	13
藤原第 2 分団			14
藤原第 3 分団			20
大安東分団		5	16
大安西分団			17
大安南分団			18
大安北分団			19

尚、参考に行政無線、トランシーバーの話し方を後述する。

文書名	いなべ市消防団 行政無線及びトランシーバーの取扱いについて	頁	3 / 4
-----	-------------------------------	---	-------

・ ・ ・ 消防無線の交信例 ・ ・ ・

<<特に初動時の無線交信は、状況把握のためできる限りの情報を流すこと。>>

～出勤途上～

〇〇分団 : 「〇〇分団 開局出発 〇名〇分後現着予定。」

本部 : 「〇〇分団開局出発、〇〇本部了解。」

本部 : 「〇〇本部から、〇〇管内建物火災出動中の各隊へ、場所、概要送る。

〇〇管内、△△町〇丁目、×番×号、□□方。

現在 1戸建て2階部分ベランダから炎が出ているとの事。

逃げ遅れ等の情報は現在不明、以上〇〇本部。」

〇〇分団 : 「〇〇分団了解。」

〇〇分団 : 「〇〇分団指揮から▲分団、▲分団にあつては現場直近連送部署せよ、どうぞ。」

▲分団 : 「連送部署、▲分団了解。」

〇〇分団 : 「〇〇分団指揮から××分団。」

××分団 : 「××分団です、どうぞ。」

〇〇分団 : 「××分団にあつては□□□番消火栓に部署し、▲分団に中継送水実施せよ、どうぞ。」

××分団 : 「□□□番消火栓、▲分団に中継、××分団了解。」

現場指揮本部 : 「各隊へ情報を送る。」「家人にあつては避難済み、付近住民にあつては現在の所不明。」

〇〇分団 : 「〇〇分団所在不明の件、了解。」

▲分団 : 「▲分団所在不明の件、了解。」

××分団 : 「××分団所在不明の件、了解。」

△分団 : 「△分団所在不明の件、了解。」

～現場到着～

〇〇分団 : 「〇〇分団現着、現場直近に部署。なお現在2階ベランダから炎噴出中、各分団の至急の応援を要請する。どうぞ。」

▲分団 : 「▲分団現場到着。」

××分団 : 「××分団 5分後現着予定。」

〇〇分団 : 「▲分団現場到着了解。××分団5分後到着了解。」

文書名	いなべ市消防団 行政無線及びトランシーバーの取扱いについて	頁	4 / 4
-----	-------------------------------	---	-------

(中略)

現場指揮本部 : 「現場指揮本部から各隊、現在▲分団が玄関側にて活動中。
 ××分団は及び△分団は消防署と連携の上、人命検索並びに避難誘導にあたれ。
 以上現場指揮本部。」

××分団 : 「××分団現場到着。人命検索、避難誘導にあたる。」

現場指揮本部 : 「現本了解。」

(中略)

(現着から鎮火までの間、携帯無線機等では各種指示や要請、報告などが飛び交っています)

～鎮圧～

現場指揮本部 : 「現場指揮本部から各隊へ、現在時刻鎮圧、どうぞ。」

〇〇分団、(××分団、▲分団、△分団) : 「現在時刻鎮圧、〇〇分団了解。」

～部隊整理～

現場指揮本部 : 「部隊整理を行う。担当分団以外の分団は現場引き揚げ準備をせよ。どうぞ。」

××分団、(▲分団、△分団) : 「××分団、現場引き揚げ準備、了解。」

(中略)

～鎮火～

現場指揮本部 : 「現場指揮本部から各分団、現在時刻鎮火、どうぞ。」

〇〇分団、(××分団、▲分団、△分団) : 「現在時刻鎮火、〇〇分団了解。」

(中略) 復唱

～引き揚げ～

消防団員は整列。

団長挨拶、地区副団長 「わかれ」の合図でそれぞれ帰還する。

尚、出勤人数、出勤車両数、けがの有無、資器材の損傷等々 報告すること。

～帰所～

〇〇分団、(××分団、▲分団、△分団) : 「〇〇分団、帰所閉局。お疲れ様でした。」

『無線の基本』

- ① 相手を確実に呼び出すこと。
- ② 指示内容、伝達内容等 復唱すること。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 本団役員の他地区団会議への参加について	頁	1 / 1
-----	-----------------------------	---	-------

■本団役員の他地区団幹部会議への参加について

○他地区団の事情を横断的に把握し、市消防団の今後の活動に生かすため、また、他地区団の幹部の顔が見える活動とすべく他の地区団幹部会議へ本団役員が参加する。

尚、服装については、原則として活動服、スーツ(ノータイ OK)を着用すること。

及び、引き続きの意見交換会も同等の服装とすること。

上記関連して

※意見交換会等の会場選定について

1. 会場選定について特に制限するものではないが、いなべ市の活性化に少しでも貢献するよう、できる限り、地元の会場を選定することを推奨する。

※会議・研修等 開始、終了時の挨拶実施

1. 会議・研修等の開始時、終了時につき室内敬礼を実施する。
室内敬礼・・・起立、礼、直れ、着席!

【例】

※地区団幹部会議への参加・・・3年間で他地区団へ参加。

1

開催会議	員弁地区団会議		北勢地区団会議		藤原地区団会議		大安地区団会議	
参加者	大安副団長	指揮隊長	員弁副団長	員弁指揮隊長	北勢副団長	北勢指揮隊長	藤原副団長	藤原指揮隊長

2

開催会議	員弁地区団会議		北勢地区団会議		藤原地区団会議		大安地区団会議	
参加者	藤原副団長	藤原指揮隊長	大安副団長	指揮隊長	員弁副団長	員弁指揮隊長	北勢副団長	北勢指揮隊長

3

開催会議	員弁地区団会議		北勢地区団会議		藤原地区団会議		大安地区団会議	
参加者	北勢副団長	北勢指揮隊長	藤原副団長	藤原指揮隊長	大安副団長	指揮隊長	員弁副団長	員弁指揮隊長

※3年間で他地区団会議へ参加。(一度は他の3地区団へ参加すること。)

※新役員になった場合は、一度は他の3地区団会議へ参加することとし、見識を深める。

作成 令和02年07月01日

改訂 平成 年 月 日

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 消防車両乗車時の心得について		頁	1 / 1
文書番号	共通 心得 NO.007 Ver.0	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由		神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木	伊藤 文実	

■消防車両乗車時の服装について

1. 活動服（制服含）着用時は、全員着帽の上、乗車のこと。
2. 機関員は、機関員ベストを着用のこと。
3. 私服着用で乗車しないこと。 但し、特別の理由がある時は、除く。

■消防車両乗車時のマナー

1. 消防車両内は、禁煙とする（灰皿を撤去しておくこと）。
休憩時に車外で喫煙することとし、灰皿・バケツ等を利用すること。
2. 車内で足を上げる等、横柄な態度をとらないこと。
3. 機関員は、スマホ使用等でながら運転しないこと。
4. 同乗者は、安全確認への気配り等を行い、全員が安全運転に心がけること。

■消防車両の清掃・・・（「訓練 通常訓練 002 通常訓練（出日）の要領について」を参考）

1. 外観・車内・・・常に清掃しておくこと。

（市民から注目されていることを常に意識する）

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 団員 担当 車両数	頁	1/2
-----	-------------------	---	-----

別表の通り。

いなべ市消防団 団員数 担当地域 車両数 一覧

いなべ市消防団													担当区域	車庫 (年式)	消防車両数			
消防本部				分団								地区計			総合計	消防車両 台数	車両形式、年式	
団長	地区	副団長	指揮隊長	分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	分団計	ポンプ						タンク	可搬
いなべ市消防団	員弁地区	1	1	員弁第1分団	1	1	1	2	16	21	65	322	市之原、坂東新田、上笠田、宇野、笠田新田、下笠田、上笠田北	H18	2	ポンプ H17	可搬 H21	
				員弁第2分団	1	1	1	2	16	21			御膳、豊原、石仏、北金井、畑新田、甲古、大泉新田、松名新田、みその団地	H18	2	タンク H19	可搬 H27	
				員弁第3分団	1	1	1	2	16	21			大泉、西方、東一色、松之本、岡丁田、暮明	H18	2	ポンプ H18	可搬 H25	
	北勢地区	1	1	北勢東分団	1	1	1	3	15	21	88	322	麻生田、其原、大辻新田、南中津原、北中津原、鼓、平野新田	H14	1	ポンプ H14		
				北勢西分団	1	1	1	3	16	22			阿下喜、瀬木、飯倉	H10	2	ポンプ H28	可搬 H20	
				北勢南分団	1	1	1	3	15	21			新野、奥村、麓村、中山、東村、別名、埴内	H10	2	ポンプ H25	可搬 H8	
				北勢北分団	1	1	1	3	16	22			西貝野、下平、向平、畑毛、塩崎、田辺、川原、千可久達新田、二之瀬、小原一色、東貝野、茶ヶ野新田	H11	1	ポンプ H24		
	藤原地区	1	1	藤原第1分団	1	1	1	3	21	27	75	322	山口、本郷、市場、志礼石新田、坂本、大貝戸	H12 H5	2	タンク H15	可搬 H26	
				藤原第2分団	1	1	1	3	17	23			原、上之山田、上相場、長尾、日内、穂立、吉田	H4	2	ポンプ H16	ポンプ H27	
				藤原第3分団	1	1	1	3	17	23			東禅寺、石川、下野尻、西野尻、川合、下相場	H3	1	ポンプ H23		
	大安地区	1	1	大安東分団	1	1	1	2	16	21	85	322	平塚、高柳、石榑下、中央ヶ丘		2	ポンプ H30	可搬 H11	
				大安西分団	1	1	1	2	15	20			石榑南、石榑北山、石榑北、石榑東、宇賀、宇賀新田、鍋坂	S57	2	ポンプ H29	タンク H15	
				大安南分団	1	1	1	2	16	21			梅戸、南金井、門前、大井田、大泉	H29	2	ポンプ H31	可搬 H13	
				大安北分団	1	1	1	2	16	21			片磯、丹生川久下、丹生川中、丹生川上	H30	2	ポンプ H16	可搬 H14	
					女性消防団					8	8	8						

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 行政無線、トランシーバー配備数	頁	1/2
-----	-------------------------	---	-----

■行政無線及びトランシーバーを次の通り配備する。

<<行政携帯無線配備数>>

消防本部				分団							
団長	地区	副団長	指揮隊長	分団名	分団長	分団	分団計	地区計	総合計		
1	員弁地区	1	1	員弁第1分団	1	2	3	11	51		
				員弁第2分団	1	2	3				
				員弁第3分団	1	2	3				
	北勢地区	1	1	北勢東分団	1	2	3	14			
				北勢西分団	1	2	3				
				北勢南分団	1	2	3				
				北勢北分団	1	2	3				
	藤原地区	1	1	藤原第1分団	1	2	3	11			
				藤原第2分団	1	2	3				
				藤原第3分団	1	2	3				
	大安地区	1	1	大安東分団	1	2	3	14			
				大安西分団	1	2	3				
				大安南分団	1	2	3				
				大安北分団	1	2	3				
	1	4	4			14	28	42		50	51

○各消防車両には行政無線設置済

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 支給品リスト・汚損紛失の申請書	頁	1 / 2
-----	-------------------------	---	-------

■消防団員支給品リストについて

○入団時

支給品		
ヘルメット	1	引継ぎ
アポロキャップ	1	支給
防火手袋	1	引継ぎ
活動服 上着・ズボン	1	支給
活動服用オレンジ色ベルト	1	支給
階級章マジックテープ	1	引継ぎ
肩章	1	引継ぎ
雨カッパ上着・ズボン	1	引継ぎ
団員優待カード	1	引継ぎ
消防活動協力カード(車両用)	1	引継ぎ
編上げ靴	1	支給
紺色ネクタイ	1	引継ぎ

○役職者へ昇任

支給品		
ヘルメット	引継、支給	赤線付
アポロキャップ	引継、支給	階級章付
防火手袋	そのまま	
上着・ズボン	そのまま	
オレンジ色ベルト	そのまま	
階級章針付、マジックテープ	そのまま	
肩章・団員優待カード	引継、支給	
雨カッパ上着・ズボン	引継、そのまま	
団員優待カード	そのまま	
活動協力カード	そのまま	
編上げ靴	そのまま	
黄色ネクタイ、紺色ネクタイ	引継、そのまま	

○退団時・・・分団、本団へ返却

返却時		
ヘルメット	1	引継ぎ
アポロキャップ・制帽子	各 1	返却
防火手袋	1	引継ぎ
活動服・制服 上着・ズボン	1	返却
活動服用オレンジ色ベルト	1	返却
階級章(針とマジックテープ)	1	引継ぎ
肩章	1	引継ぎ
雨カッパ上着・ズボン	1	引継ぎ
団員優待カード	1	引継ぎ
消防活動協力カード(車両用)	1	引継ぎ
編上げ靴	1	汚損廃棄
オレンジ色ネクタイ、 紺色ネクタイ	いずれか 1	引継ぎ

※昇任時は原則として引継をお願いする。但し、引継時、汚損、破損しているものは支給。

※支給品は個人で管理するものとし、紛失等したものは弁償。

※分団へ支給するものは、分団で管理すること。

※汚損、破損による交換については、分団長の判断により、交換する。

○分団への支給(機械器具類は除く)

分団へ支給	防火ヘルメット	6～	
	防火衣	6～	
	耐熱長靴	10～	
	行政無線(ハンディー)	3	
	トランシーバー	4	

▲返却時にないものは、弁償。汚損したものは廃棄。

文書名	いなべ市消防団 支給品リスト・汚損紛失の申請書	頁	2 / 2
-----	-------------------------	---	-------

消防団員支給品(個人)の交換申請書・紛失届

平成 年 月 日

指揮隊長名

Ⓔ

分団名

分団長名

支給品	支給個数/人	汚損等の交換個数(支給)	紛失個数(有料)
ヘルメット	1		
アポロキャップ	1		
防火手袋	1		
上着	1		
ズボン	1		
オレンジ色ベルト	1		
階級章 マジックテープ	1		
階級章 バッチ	1		
肩章	1		
雨カッパ上着	1		
雨カッパズボン	1		
団員優待カード	1		
消防活動協力カード(車両用)	1		
編上げ靴	1		
紺色ネクタイ・ オレンジ色ネクタイ	1		

※汚損、破損による交換については、分団長の判断により、交換する。尚、汚損、破損したものは、事務局で処分する。

紛失したものは、実費弁償とする。(団員優待カード除く)なお、階級別で貸与している物品(無線機、トランシーバー、ベスト、ハンドマイク)についても同様の扱いとする。

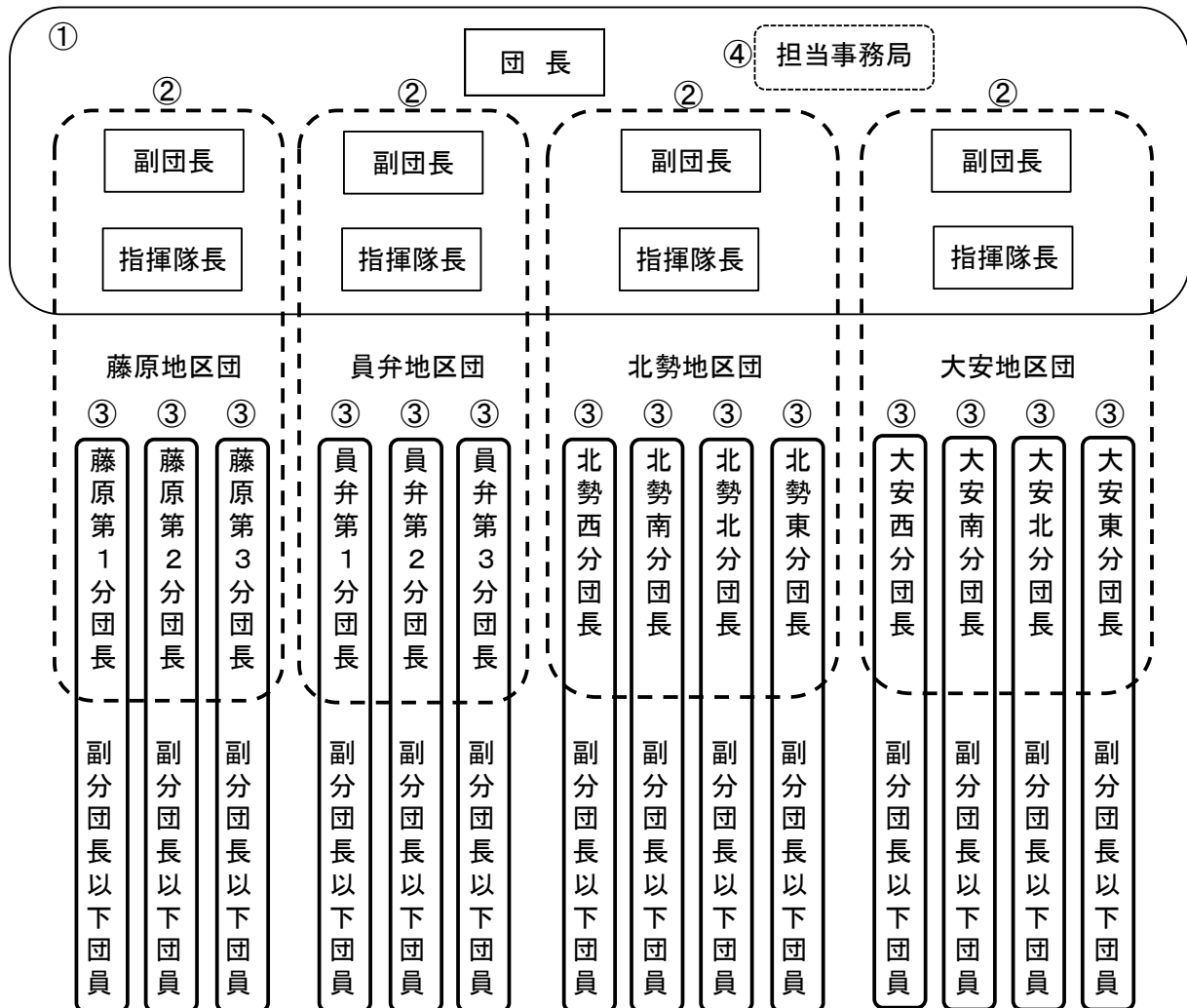
※ 備 考

※弁償の主旨は、あくまで支給品、備品類を愛着を持って大切に保管、使用することであり、有償ありきではない。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 ライン(SNS)グループ設定		頁	1 / 1
文書番号	装備 ライン設定 NO.004 Ver.0	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由	神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木		伊藤 文実	

※実際の災害現場では、情報収集する際にラインを利用することで、災害程度、状況を把握するのに
写真を送付できること、繋がりが易いライン電話も出来る等、非常に有効であったとの体験談もあるこ
とから、あらかじめラインのグループ設定しておくことを推奨するものである。(※以下手順例)



注) 枠 はライングループを示す。

- ① = 本団グループ
 - ② = 地区団グループ
 - ③ = 分団グループ
- } ④事務局はそれぞれのグループに所属すること。

尚、グループ設定に当たってはプライバシーに十分に配慮し、同意する者のみで編成すること。また、本グループ以外にも、各種のグループを編成し、緊急時はもちろん、通常時の連絡体制にも活用すること。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 火災メールについて	頁	1 / 1
-----	-------------------	---	-------

■火災メールについて

1. 火災出動指令を個人所有の携帯電話等に連絡をするので、出来る限り、メールアドレス、ドメインは変更しないこと。

なお、やむを得ず、変更した場合は、至急、事務局へ変更届を提出すること。(指揮隊長経由)

但し、毎年4月に一括変更手続きをすることになるので、その間まで(変更される期間まで)は、火災メールが届かない。変更手続きが完了するまでは、各分団でフォローをすること。

2. 火災メールの配信について

分団長以上には、市内全域のすべての火災メールを配信する。

副分団長以下には、管轄地域全域のすべての火災メールを配信する。

3. 火災発生の電話通知

分団長以上には順次音声通知(電話)が入るが、電話は即遮断し、メールで火災種類・場所を確認すること。(電話回線が限られており、音声通知は時間が掛かるのでメールで確認する。)

<<<出動基準>>>

▲団長・副団長(市内全域)

出動対象 (建物火災、中高層建物火災、危険物施設火災、林野火災)

▲指揮隊長(管轄地域)・・・なお、管轄地区の副団長がいない場合は他地区の副団長が指揮を執る。

出動対象 (建物火災、中高層建物火災、危険物施設火災、林野火災)

▲全団員(管轄地域のみ)

出動対象 (建物火災、中高層建物火災、危険物施設火災)

△林野火災は各分団長の分団幹部に周知し、出動態勢を構築しておくこと。必要に応じて出動要請を行うことがある。

△枯草火災、車両火災、その他火災については、出動はしない。但し、必要に応じて出動要請を行うことがある。

文書名	いなべ市消防団 火災の出動態勢について	頁	1/2
-----	---------------------	---	-----

■消防車両にて出場する場合について

1. 消防車両にて出動する場合

○必ず、2名以上乗車し出動すること。



○車長は、出動と同時に行政無線(S01)にて、「○分団 開局出動 ○名○分後現着予定。」の連絡をすること。

併せて、トランシーバーも地区別チャンネル「ON」にすること。

△行政無線(S01) 扱い方(共通 無線 NO.005 参照)

△トランシーバー 扱い方(共通 無線 NO.005 参照)

○及び、赤色灯、サイレン、鐘を吹鳴すること。(緊急車両として出動)

現着後、消防団上職位者または、指揮本部に「到着」の旨、連絡すること。

○分団長(副団長、指揮隊長)は消火活動中、随時及び終了時には、出動車両数・人員数を把握し、現場指揮本部へ報告すること。

2. 消防車両にて帰還する場合

○一般車両と同等になるので、一般交通ルールを守り、赤色灯を点灯させて走行すること。

3. 一般車両(自車)にて火事現場へ行くとき

○一般車両と同じであり、交通ルールを守り走行すること。(特例はありません)

4. 一般車両(自車)にて帰還する場合

一般車両と同じです。交通ルールを守り走行すること。(特例はありません)

* 他地区への出動要請について

火災の規模、車両種別及び長時間活動等により、他地区へ応援要請をすることがある。

文書名	いなべ市消防団 火災の出動態勢について	頁	2/2
-----	---------------------	---	-----

5. 企業工場等の大規模施設について

○消防本部指揮隊からの指示により、消火活動等にあたる。

※市内における主な企業工場の抜粋（敷地または建物棟の延べ面積が 9000 m²以上）

No.	名 称	所在地	備考
1	ヤマザキマザックマニファクチャリング(株)いなべ製作所	いなべ市員弁町 松名新田1	
2	トヨタ車体(株)いなべ工場(西)	いなべ市員弁町 市之原10	
3	トヨタ車体(株)いなべ工場(東)	いなべ市員弁町 大泉2223-1	
4	株式会社コベルク いなべ工場	いなべ市員弁町 大泉2181-18	
5	トヨタ車体精工(株) いなべ平古工場	いなべ市員弁町 大泉2181-77	
6	光精工株式会社 員弁工場	いなべ市員弁町 市之原2331-9	
7	三井住友金属鉱山伸銅株式会社 三重工場	いなべ市員弁町 上笠田2426	
8	(株)神戸製鋼所 大安製造所	いなべ市大安町 梅戸1100	
9	(株)デンソー大安製作所	いなべ市大安町 門前1530	
10	太平洋セメント(株)藤原工場	いなべ市藤原町 東禅寺1361-1	
11	山田工業(株)藤原工場・(株)コクヨロジテム	いなべ市藤原町 山口433	
12	福助工業株式会社 三重工場	いなべ市藤原町 下相場692-1	
13	株式会社 三五 米野工場	いなべ市藤原町 上相場2437-1	
14	株式会社 三五 いなべ工場	いなべ市藤原町 藤ヶ丘1-1	
15	福助工業株式会社 三重第二工場	いなべ市藤原町 藤ヶ丘15	
16	豊田合成株式会社 いなべ工場	いなべ市藤原町 藤ヶ丘6-1	
17	三重倉庫(旧ニッセン)	いなべ市藤原町 藤ヶ丘37	
18	(株)ロイヤル藤原物流センター	いなべ市藤原町 藤ヶ丘8-1	
19	(株)きもと三重工場 第1・第2工場	いなべ市北勢町 京ヶ野新田73-5	
20	玄々化学工業(株)京ヶ野工場	いなべ市北勢町 下平1154	
21	三幸電機株式会社 三重工場	いなべ市北勢町 京ヶ野新田568-5	
22	日本インシュレーション(株) 北勢工場	いなべ市北勢町 下平1153-1	
23	昭和電線ケーブルシステム(株) 三重事業所(北)	いなべ市北勢町 麻生田1326-1	
24	昭和電線ケーブルシステム(株) 三重事業所(南)	いなべ市北勢町 麻生田1327	
25	松岡コンクリート工業(株)	いなべ市北勢町 京ヶ野新田351	
26	(株)パロマ 笹野工場	いなべ市北勢町 畑毛1752	
27	東海コンクリート工業(株)	いなべ市大安町 大井田2250	
28	サンコーパッケージング	いなべ市大安町 大井田2160-7	
29	(株)きもと三重工場 キモテクノ	いなべ市北勢町 京ヶ野新田44-7	
30	(株)きもと三重第二工場 三重物流センター	いなべ市北勢町 京ヶ野新田450	
31	(株)中立製作所 三重工場	いなべ市北勢町 京ヶ野新田390	
32	日本新聞インキ(株)	いなべ市北勢町 京ヶ野新田574	

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 遭難時の出動態勢について	頁	1 / 1
-----	----------------------	---	-------

■山岳遭難・行方不明等時の搜索出動について

1. 情報収集後、必要に応じて搜索出動を行う。

いなべ警察署、いなべ消防署、いなべ市と連携の上、出動規模等に応じて出動分団を選定する。

2. 服装について

活動服とするが、状況、状態にあった保護具を着用すること。

3. 山岳遭難について

○詳細については都度 消防団本部が決定、指示する。

○次の装備を確実に準備すること。

行政無線、トランシーバー、登山靴、ストック、食糧、飲み物、地図、登山の装備類、ザック等々 入念に事前チェックの上、入山すること。

チーム編成等については、都度の対応とする。

なお、夜間、雨天時、強風、積雪時等危険が察知される場合は、入山はしない。

4. 行方不明者の搜索等について

○詳細については都度 消防団本部が決定、指示する。

○次の装備を確実に準備すること。

行政無線、トランシーバー、地図、必要に応じて食糧、飲み物、等々 入念に準備の上、搜索活動を実施する。

チーム編成等については、都度の対応とする。

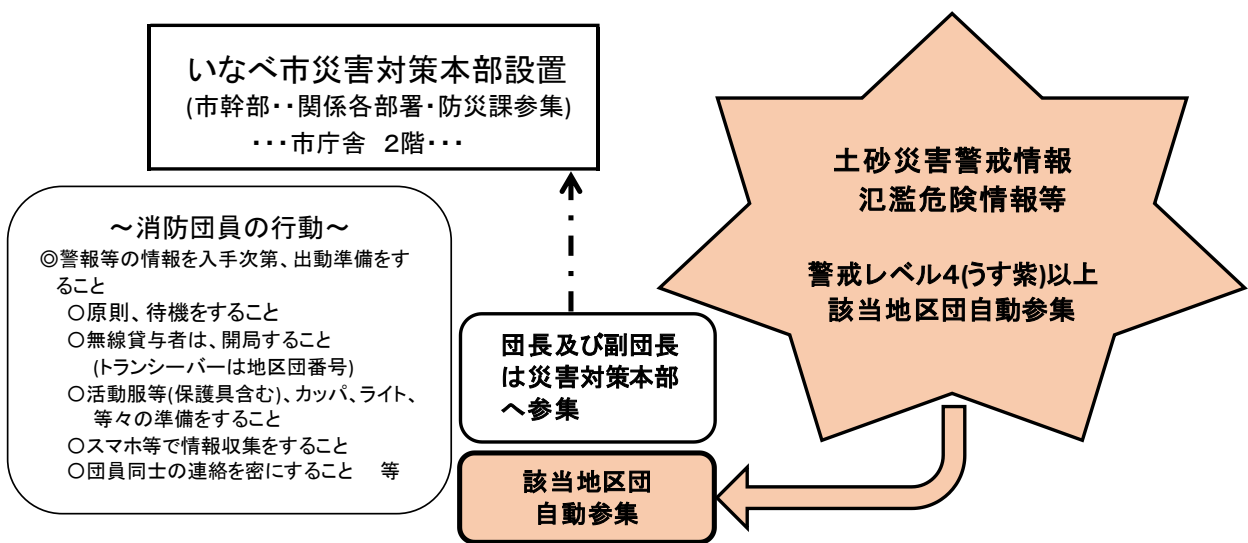
5. 搜索にあたっての経費について

○搜索した場合の食糧等の必要経費については、原則、当該者（家族等）に請求するものとする。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 水防活動時等の出動態勢について		頁	1/2
文書番号	出動 水防活動 NO.004 Ver.2	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由	出動態勢の行動について詳細に明記	神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木	伊藤 文実	

※気象庁発表の土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等(警戒レベル4=うす紫)が発表された場合は、その該当地区団は出動すること。(事前命令)



※消防団出動態勢・人員

<p>団長</p> <p>副団長 副団長 副団長 副団長</p> <p>○指揮隊長 ○指揮隊長 ○指揮隊長 ○指揮隊長</p>			
藤原地区団	員弁地区団	北勢地区団	大安地区団
<p>【消防団地区団本部】 藤原第1分団(坂本or大貝戸交流センター) ○指揮隊長 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 藤原第2分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 藤原第3分団 分団長及び以下団員</p>	<p>【消防団地区団本部】 員弁第1分団 ○指揮隊長 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 員弁第2分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 員弁第3分団 分団長及び以下団員</p>	<p>【消防団地区団本部】 北勢東分団 ○指揮隊長 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 北勢南分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 北勢北分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 北勢西分団 分団長及び以下団員</p>	<p>【消防団地区団本部】 大安西分団 ○指揮隊長 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 大安南分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 大安北分団 分団長及び以下団員</p> <p>《分団本部》 大安東分団 分団長及び以下団員</p>

※ 団長、副団長は災害対策本部、または、指定する場所に参集すること。

※ 指揮隊長以下の出動については、都度、具体的に出動態勢、出動人員、任務を指示する。

文書名	いなべ市消防団 水防活動時等の出動態勢について	頁	2 / 2
-----	-------------------------	---	-------

1 参集

災害レベルによる自動参集、又は、団長から下命による参集。

2 出動

必要に応じて情報収集・警戒・監視・誘導等の水防活動を行う。

出動分団は、いなべ警察署、いなべ消防署、いなべ市災害対策本部と連携の上、災害規模等に応じて選定する。

3 出動時の持ち物

ヘルメット（着用）、懐中電灯、ロープ、誘導灯、反射ベスト（着用）、長靴、合羽

4 活動における態勢

- ・現場へは3名以上で出動すること。
- ・出動する場合は出動車両から分団本部へ連絡し、分団本部から地区団本部に報告。
- ・浸水状況や被害情報等を分団本部に報告し、人的被害がある場合は分団本部を経由せず、現場より直接地区団本部に連絡すると同時に、救助要請のある場合は119番通報を行う。

5 活動における注意点

- ・河川等の水位を確認する場合はのぞき込まないこと。（落下防止）
- ・巡回時はゆっくり走行し、脱輪、落下等に注意すること。雨で視界不良の場合は減速し他車との接触事故防止に留意すること。
- ・活動が危険と感じた場合は無理をせず応援要請や引き返しをおこなうこと。

6 土砂災害警戒区域内における分団詰所の代替え用地

- ・藤原第1分団（坂本）詰所の活動代理拠点を大貝戸交流センターとする。
- ・北勢北分団詰所の活動代理拠点を北勢西分団詰所とする。

7 気象情報等

- ・三重県土砂災害情報提供システム URL <https://www.sabo.pref.mie.jp>
- ・気象庁ホームページ URL <https://www.jma.go.jp>
（大雨・台風⇒大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 水防活動時の出動態勢について	頁	1/2
-----	------------------------	---	-----

■水防活動の出動態勢について

1. 情報収集後、必要に応じて警戒・監視・誘導・水防活動を行う。

いなべ警察署、いなべ消防署、いなべ市災害対策本部と連携の上、出動規模等に応じて出動分団を選定する。

○詳細については、いなべ市災害対策本部からの要請に基き、団長から下命し、出動する。

<<<<参考>>>>

<<「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の違いについて>>

災害の発生時等において、市長が「避難勧告」または「避難指示」を発令する場合があります。

これらの違いをよく理解しておきましょう。

また、危険を感じる場合などは、自らの判断で早めに避難することも重要です。

種類	拘束力	内容
避難指示 (緊急)	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「避難勧告」よりも拘束力が強くなります。
避難勧告	中	居住者に立ち退きを勧め促します。強制力はありません。
避難準備 情報(高齢 者等避難 開始)	弱	事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものです。

文書名	いなべ市消防団 水防活動時の出動態勢について	頁	2 / 2
-----	------------------------	---	-------

●発令の種類

▲避難指示（緊急）

○発令時の状況

- ・災害の起こる前兆とみられる現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- ・人的被害の発生した状況

○住民にとっていただきたい行動

- ・避難勧告等の発令後で、避難中のかたは確実な避難行動をとってください。
- ・発令された対象地域でまだ避難していないかたは、ただちに避難行動に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をお願いします。（垂直避難等の呼びかけ）

▲避難勧告

○発令時の状況

- ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

○住民にとっていただきたい行動

- ・発令された対象地域で通常の避難行動ができるかたは、計画された避難場所等への避難行動を開始してください。

▲避難準備情報（高齢者等避難開始）

○発令時の状況

- ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

○住民にとっていただきたい行動

- ・要配慮者など、特に避難行動に時間を必要とするかたは、計画された指定避難所への避難行動を開始してください。
- ・要配慮者など以外の方は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。

文書名	いなべ市消防団 地震時の出動事前命令について	頁	1/2
-----	------------------------	---	-----

■地震発生時の事前命令について

○震度5弱及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は要請準備。（自宅待機）

○震度5強又は南海トラフ地震が発生した時に次の通り、**自動参集**する。

※団長・副団長は、災害対策消防団本部（いなべ市役所本庁舎）へ参集すること。

※指揮隊長は、いずれかの分団詰所へ参集（分団本部となる）、情報収集にあたること。

※分団団員は、以下の通り。

1. 詰所に参集（連絡がなくても参集）

参集途上時に、災害遭遇時は、必要な措置をとる（可能であれば近隣住民に依頼）

2. 詰所建物の安全及びライフラインの確認（余震で倒壊しないか、電気、水道は使えるか）

倒壊の恐れがある場合は、安全を確保し無線等の必要物品を持ち出す（活動は3名以上で行うこと）

また、詰所に関わるライフラインの状況も確認する

3. 通信手段の確認（携帯電話・無線・固定電話）

いなべ市行政無線及びトランシーバーにより災害対策消防団本部に開局の連絡

☆携帯電話の通信手段の確保も行うこと、但し電話が不通の場合はその旨、無線で報告すること

☆電話・無線・固定電話が不通の時

交通が遮断されていなければ、災害対策消防団本部まで伝令を走らせ、消防団の参集状況、活動状況（初動体制）、被害状況を報告

4. 参集者が集まれば、活動を開始。常に分団本部に状況を報告する。（安全管理を十分に行うこと）

■事前命令内容・・・情報収集・広報活動・警戒活動

□指示による活動・・・救助活動・火災防御活動・避難誘導活動

5. 分団本部が受けた情報は、必ず災害対策消防団本部に報告する。

※震度5弱及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は消防団への要請準備です！ 自宅待機すること。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 緊急車両走行方法について	頁	1 / 1
-----	----------------------	---	-------

■緊急車両走行方法について

1. それぞれの緊急用務に遂行する目的であること。
2. サイレンを吹鳴、かつ、赤色の警光灯つけていること。
3. 運転中のものであること。(停車車両は緊急自動車とみなさない。)

○免許の要件

該当する自動車を運転できる免許のほか、一定の年数要件がある。

普通車、二輪車の緊急自動車；2年以上

中型、大型、大型特殊の緊急自動車；3年以上

いずれも、「該当する自動車を運転できる免許を取得してから2年」です。

また、公安委員会の審査を受けて合格すれば、年数に達していなくても運転できます。

○事故時の対処方法

事故について特例はない。

交通事故を起こした場合負傷者の救護を行い警察官に連絡すること。(一般車両と同じ)

消防活動を休止し、副団長又は指揮隊長に連絡すること。

他の乗務員に依頼することも可

○事故をしないために

- ・ 一般道での最高速度は80キロ
- ・ 歩行者用道路及び歩道の通行はダメ
- ・ 急ブレーキの禁止
- ・ 赤信号や一旦停止の標識の前では徐行し安全確認(車外マイクで「通行する」)旨、周知)
- ・ 車間距離の保持
- ・ 左側の追い越し禁止
- ・ 中央分離帯の走行可
- ・ 徐行場所での徐行
- ・ 合図(ウィンカー)を出すこと 及び 手(指示灯)出して周囲の車両を停止させる。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 警報等発令時の出動態勢について	頁	1/2
文書番号	出動 警報発令 NO.007 Ver.0	消防団 確認	事務局作成
改訂理由		神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木	伊藤 文実

地震 地震5弱以上	警報 暴風・大雨(大雪)・洪水	特別警報 暴風・大雨(大雪)・洪水
出動 地震出動 No.005	出動 水防出動 No.004	出動 水防出動 No.004

いなべ市災害対策本部設置
(市幹部・関係各部署・防災課参集)
・・・市庁舎 2階・・・

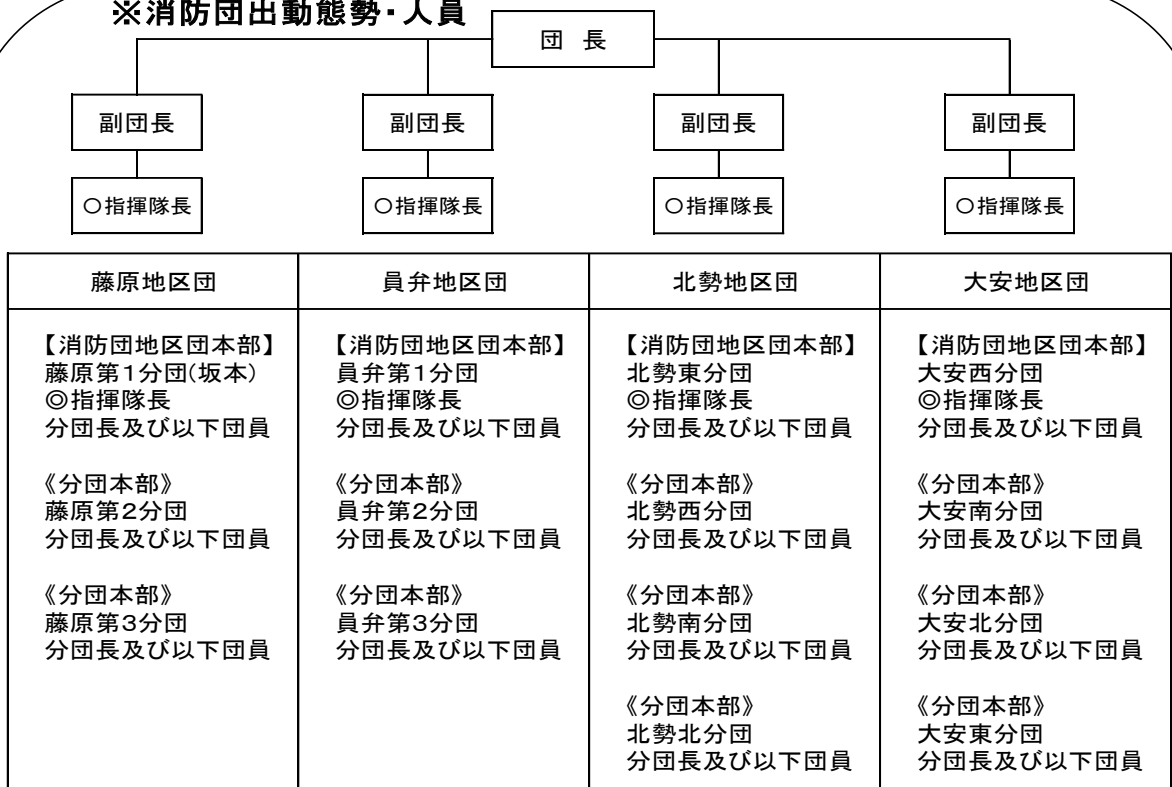
消防団員の行動

- ◎警報等の情報を入手次第、出動準備をすること
- 原則、待機をすること
- 無線貸与者は、開局すること
(トランシーバーは地区団番号)
- 活動服等(保護具含む)、カッパ、ライト等の準備をしておくこと
- スマホ等で情報収集をすること
- 団員同士の連絡を密にしておくこと 等

←←←出動要請に応じ
団長及び副団長は
災害対策本部へ参集

←←←甚大な被害が想定される場合は
対策本部の判断により出動要請

※消防団出動態勢・人員



※ 指揮隊長以下の出動については、都度、具体的に出動態勢、出動人員、任務等を指示する。

文書名	いなべ市消防団 警報等発令時の出動態勢について	頁	2 / 2
-----	-------------------------	---	-------

1. 地震発生時については、「出動 地震出動 NO. 005」を参照のこと。
2. 警報または特別警報発令時には、「出動 水防活動 NO. 004」を参照のこと。
3. 地震発生、警報または特別警報等発令時の出動は、原則、いなべ市災害対策本部からの出動要請によるものとする。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	応援体制について		頁	1 / 1
文書番号	出動 応援体制 NO.008 Ver.1	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由	神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木		大月 浩靖	

■市消防団内の相互応援

○市内地区間の隣接する地域での火災等、活動の長期化が懸念される場合は消防団の他地区への応援要請を行う。

〔応援要請の検討〕

活動の長期化及び隣接する地域への延焼等の恐れがある場合、団長の命により他地区への応援要請を行う。

(応援手順)

- ①現場指揮本部又は消防団本部において、団長及び副団長が応援の必要性について検討
- ②応援を要請する場合は、団長から応援要請を行う地区の副団長に応援を命ずる
- ③応援要請を受けた副団長は指揮隊長を通じて応援する分団長に出動を命ずる

■市外の消防団への応援又は市外消防団からの受援

○大規模災害時における市外の消防団への応援は、いなべ市長の命により出動させる。

○市外消防団の受援はいなべ市と相談をし、受援の決定後、応援する消防団長といなべ市消防団長が協議を行い、活動方針を決定し活動を行う。

【いなべ市消防団の組織に関する規則】

(管轄区域)

第9条 消防団は、市長の許可を受けずに管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域を確認し難い場合又は別に定めるところによりあらかじめ相互応援に関し協定が結ばれていて上長の命令があった場合は、この限りでない。

■大規模災害時における受援

○市内で大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊等の応援部隊への支援を行うため、受援体制の強化を行う。

〔受援に関する業務内容例〕

*受援活動については、市災害対策本部、いなべ消防署長等と協議を行い実施する。

(活動例)

- ・ 緊急消防援助隊への飲料水等の提供
- ・ 防災ヘリの燃料搬送
- ・ 緊急消防援助隊への活動支援

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 水槽（給水）車運用方法		頁	1 / 1
文書番号	出動 運用方法 NO.009 Ver.1	消防団 確認	事務局作成	
改訂理由		神谷/服部/奥岡/寺輪/ 児玉/小澤/寺田/中村/ 宮木	大月 浩靖	

■水槽車運用方法

いなべ市水槽車（可搬積載車）基本情報

車両番号 三重 800 せ 42-98

保管場所 いなべ市防災拠点倉庫（北勢町阿下喜 62-1）

乗員定員 3人

積載数量 2,500ℓ

車両総重量 6895 t

※準中型免許が必要となります。

1. 緊急時の出場

○火災現場の状況により、消防団本部の判断により出動するものとする。

2. 防災訓練、野焼き、警備活動（花火大会等）の使用

○あらかじめ防災課へ連絡し確認を行い、使用するものとする。

3. 車両の運行方法

○車両のカギは、防災課で受け渡しを行うこと。

○車両のタンクに水は積載していないので水を補給すること。

○補給は、消火栓を使用し事前に放水してさび等排水してから補給すること。

○使用後は、必ずドレンから排出して水槽を空にし、バルブ、レバー等を確認した後、メインスイッチを切断の上充電用コンセントに接続すること。

○車両に備付の運行日誌に必要事項を記載すること。

※消火栓は、防災拠点倉庫南側（パロマ側）にあります。

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 出初式放水訓練時の要領について	頁	1/2
-----	-------------------------	---	-----

■出初式放水訓練時の要領を次の通りとする。

1. 各車両責任者到着、部署後 10 分以内に、放水準備が完了すること。(予備送水しておくこと)

○総指揮者(いなべ市消防団 担当の指揮隊長)に報告する。

いなべ市消防団 4 地区団
いなべ市消防署
いなべ市消防署北分署
太平洋セメント自衛消防隊
デンソー自衛消防隊
トヨタ車体自衛消防隊

△挙手注目の敬礼(副分団長が)

副分団長はヘルメット着用すること。
消防団の報告は各地区 1 名で報告。

(※ 10 分以内に完了せよ。)

2. 放水合図・・・サイレンの吹鳴は いなべ市消防団車両で行う。

○放水開始・・・1 回目のサイレン吹鳴で放水開始 (全車放水完了するまでサイレン吹鳴)

放水時間≒ 15 分間

▲車両故障等で時間が掛かる場合にはこの間に放水準備を行う。

○着色放水・・・2 回目のサイレン吹鳴で着色放水開始 (全車着色完了するまでサイレン吹鳴)

放水時間≒ 15 分間

○放水終了・・・3 回目のサイレン吹鳴で放水終了 (全車放水終了するまでサイレン吹鳴)

▲放水時間については総指揮者が決定する。

3. 各放水車両の放水色

○各放水車両の放水色

いなべ市消防団員弁地区団
いなべ市消防団北勢地区団
いなべ市消防団藤原地区団
いなべ市消防団大安地区団
いなべ市消防署
いなべ市消防署北分署
太平洋セメント自衛消防隊
デンソー自衛消防隊

各 2 線放水

各 1 線放水

文書名	いなべ市消防団 出初式放水訓練時の要領について	頁	2 / 2
-----	-------------------------	---	-------

トヨタ車体自衛消防隊

- ▲管鎗は前日に各地区団において、取り付ける。(リハーサル終了後)
- ▲放水圧については、原則、低水圧車両に合わせる。(高さを合わせること。)
- ▲放水担当隊は、ヘルメット、安全靴、手袋着用のこと。
- ▲但し、準備の都合上、予め事務局で、管鎗、ホースを取り付けることがある。
(放水分団は、ホースを3本準備すること。=夜警時に回収する。)

<<放水着色一覧表>>

年	当番町	藤原	大安	員弁	北勢	分署	デンソ	トヨタ	太平洋
R7	員弁	紫	黄	青	緑	赤	なし	緑	なし
R6	大安	黄	青	緑	赤	紫	緑	なし	緑
R5	藤原	青	緑	赤	紫	黄	なし	緑	なし
R4	北勢	緑	赤	紫	黄	青	緑	なし	緑
R3	員弁	赤	紫	黄	青	緑	なし	緑	なし
R2	大安	紫	黄	青	緑	赤	緑	なし	緑
H31	藤原	黄	青	緑	赤	紫	なし	緑	なし
H30	北勢	青	緑	赤	紫	黄	緑	なし	緑
H29	員弁	緑	赤	紫	黄	青	なし	緑	緑
H28	大安	赤	紫	黄	青	緑	緑	緑	なし

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 通常訓練（出番日）の要領について	頁	1/2
-----	--------------------------	---	-----

■通常訓練日（出番日）の訓練について後述の通り推奨する。

1. 各分団の通常訓練の必須項目

○集合時、解散時の各個訓練等、特に役職者による訓練の実施を推奨する。

基本を習得しておくこと。特に次の項目につき班長以上役員は号令が掛けられるようにする。

団員はその行動ができるようにする。

「あつまれ」「整列休め」「気をつけ」「右へならえ」「まわれ右」「右向け右」「左向け左」「わかれ」・・・

分団長に対し報告〔○分団○名集合おわり〕等 動作も含む。

○消防車両、可搬ポンプの各機能点検、及び、放水確認、放水訓練
通常訓練時は必ず、放水を確認すること。

○ホース展張、及び 中継訓練
随時、ホースの展張訓練、中継訓練も実施。

○各機材、予備品の点検
照明用発電機、照明灯、その他機材等、定期的に点検すること。
不足するものは、事務局へ報告すること。

○無線の訓練
行政無線、トランシーバーの訓練を通常訓練時にも使用し、操作に慣れておくこと。

○車両、車庫、機材等の整理整頓清潔清掃
車両：車内外ともに常に清潔清掃すること。
車庫内：機材等整理整頓し、不足するものは、事務局へ報告すること。

○休憩室の整理整頓清潔清掃
休憩室：整理整頓清潔清掃に心がけること。

○個人への支給品等の確認

文書名	いなべ市消防団 通常訓練（出番日）の要領について	頁	2 / 2
-----	--------------------------	---	-------

支給されたものは大切にし、常に必要数そろっているか確認しておくこと。

○分団への支給品等の確認

分団への支給品は常に大切にし、破損、汚損がないかチェックし、常に清潔清掃すること。

2. 他に分団独自による訓練も工夫し実施すること。

○炊出しの訓練

○操法訓練

○実践訓練

○分団交流会・・・スポーツ大会等

○自治会への消火訓練指導（ホースの扱い方等）

○地区内の巡回パトロール

○消火栓・防火用水の把握点検

etc

3. 団員の機械器具管理担当者の設置

○団員に各機械器具類の責任者を設定する。

別紙の通り、機械器具点検をすることで、できるだけ機械器具に慣れ親しんでもらうことを目的とする。また、チェック表を使用し点検をしてもらうことで、故障箇所等を確実に見つけ、万全の態勢をとる。

<<参考>>

訓練礼式の必要性

隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実に軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作ることです。次に、礼式は礼節を明らかにして規律を正し、隊員（団員）の品位の向上を図るとともに和衷共同して隊員（団員）の団結を強固にし、もって消防一体の実をあげることにあります。そして点検の目的は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査しその不備の点は、これを整備又は反復訓練の上是正しもって消防活動に際し、有効適切な措置をとらせることにあります。

機械器具管理担当者 一覧 分団名

担当者名	機械器具点検		機械器具 チェック欄 (日付記入=OK、申請中、交換済、不足追加中等記載すること)												備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
副団長・指揮隊長	定期全体チェック															
分団長	定期全体チェック															
副分団長+2名	車両関係	車両エンジン・車検・ランプ類・外観(清掃)・サイレン・無線類・充電・燃料														
部長+1名	ポンプ(可搬含)関係	ポンプ・積載備品(とび・スコップ・パール・開栓工具・可搬燃料・その他)														
班長+1名	発電機	発電機・照明類・燃料・指示棒等														
班長+1名	防火用具	備付 防火ヘルメット・防火衣・長靴等														
1名+1名	筒先・ホース	筒先・ホース(バンド)・二股・とび類														
1名+1名	筒先・ホース	筒先・ホース(バンド)・二股・とび類														
1名+1名	車庫備品類	整理・清掃・点検														
1名+1名	車庫備品類	整理・清掃・点検														
1名+1名	山岳救助関係	山岳救助用品管理・補充														
1名	会計	尚、複数員でチェックしてください。														

※分団長は毎月把握しチェックすること。
 ※当初は備品類のピックアップが必要。ホース・筒先・二股・ロープ・スコップ・とび・パール・ホースバンド・等々数量確認しチェックすること。
 ※副団長・指揮隊長のチェックについては、分団長会議の際に確認する。

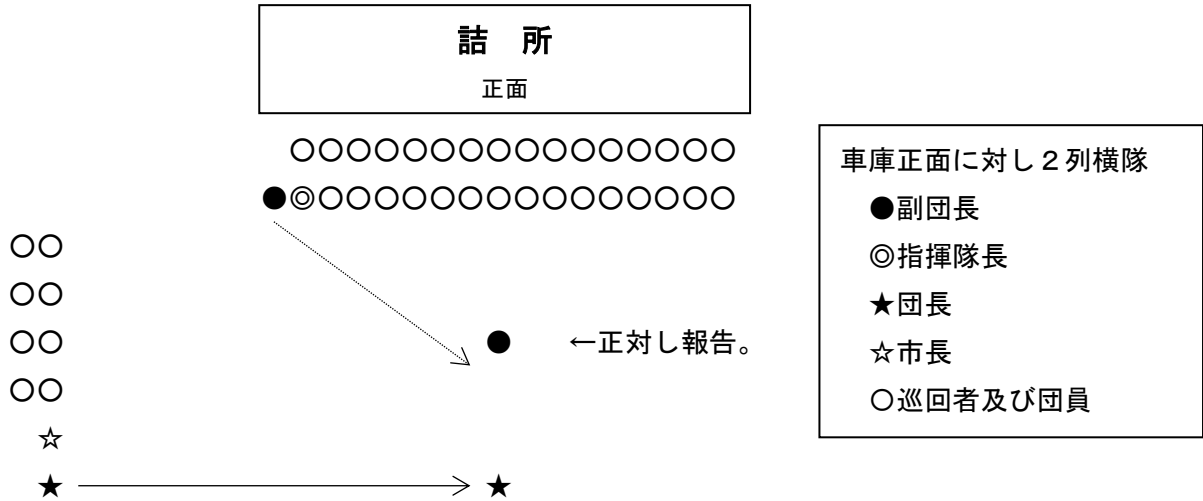
いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 年末夜間特別警戒巡回について	頁	1/2
-----	------------------------	---	-----

■年末夜間特別警戒巡回の要領を次の通りとするが、詳細については、その都度協議、決定する

1. 日 程 : 毎年 12月29日(同日、本団巡回)
2. 時 間 : 19時00分～24時00分
(22時00分以降は、広報のマイク、サイレンは使用せず、赤色灯のみ使用)
3. 本団の巡回 : 巡回者(団長、市長、副市長、消防署員、警察署員、事務局[総務部長])
服 装(団長、市長、副市長、消防署長、北分署長、事務局/活動服)
(警察署長 他/制服)
4. 地区団の巡回 : 巡回者(副団長、指揮隊長、事務局)
服 装(全員/活動服)
5. 本団の巡回経路
 - いなべ市役所本庁舎出発 → 次頁の<<巡回順>>参照 → 本庁舎帰庁
 - 19時00分出発 → (毎年、巡回の順番を入替えするので都度時間調整を実施する) → 22時40分着予定
(各地区団の 滞在時間は、30分を目安とし時間調整する)
 - 巡回連絡・・・総務部長は次の巡回地区の各事務局担当者へ連絡をすること
(例;「今からそちらへ向かいます」、「終了しました出発します」等)
 - 各地区団の巡回受入れ(報告)態勢
副団長、指揮隊長、分団長、副分団長及び担当分団員は集合し、副団長より報告をす
る
(次頁、■年末夜間特別警戒巡回の報告要領を参照)
6. 地区団ごとの巡回経路
 - 地区団ごとの巡回は、本団の巡回に合わせて調整のこと

■ 年末夜間特別警戒巡回の報告要領



夜間特別警戒報告要領

- 総務部長 「警戒報告」
(副団長から団長へ報告)
- 副団長 「気を付け かしら一中 直れ」
(団長に正対し、敬礼後報告)
「○○地区団 夜間特別警戒、異常ありません！」
- 団長 「よし」
(引き続いて)
- 総務部長 「市長、あいさつ」
「いなべ警察署長、あいさつ」※又は、地域課長
- 副団長 「気を付け かしら一中 直れ」(それぞれに号令)
※なお、消防署においては、警察署長(地域課長)のあいさつは無し

<<巡回順>>

年度	巡回担当分団			
H31	藤原第2分団(立田)	北勢西分団	員弁第2分団	大安東分団
R2	北勢北分団	員弁第3分団	大安西分団	藤原第3分団
R3	員弁第1分団	大安南分団	藤原第1分団	北勢東分団
R4	大安北分団	藤原第2分団(中里)	北勢南分団	員弁第2分団
R5	藤原第3分団	北勢西分団	員弁第3分団	大安東分団
R6	北勢北分団	員弁第1分団	大安西分団	藤原第1分団
R7	員弁第2分団	大安南分団	藤原第2分団(立田)	北勢東分団
R8	大安北分団	藤原第3分団	北勢南分団	員弁第3分団
R9	藤原第1分団	北勢西分団	員弁第1分団	大安東分団

いなべ市消防団 申し合せ事項

文書名	いなべ市消防団 防火・防犯パレードについて	頁	1/2
-----	-----------------------	---	-----

■秋の防火・防犯パレード（各地域）について

各地区団にて企画・運営する。

■春の防火・防犯パレード（市内全域）について

原則、以下の通りとする

尚、詳細については、その都度、協議する

1. 日 程 : 毎年3月<春季全国火災予防運動>期間中

2. 所要時間 : 9時00分～16時00分

3. パレード車両 : 指令車両 1台
いなべ警察署車両 1台
大安地区団車両 1台
員弁地区団車両 1台
北勢地区団車両 1台
藤原地区団車両 1台
いなべ消防署車両 1台 計 7台

※団車両は、実施年の担当地区団車両を先頭に以下続く

※指令車両は防火広報、担当地区団車両は鐘を鳴らす

4. パレード参加者 : 団長、副団長、指揮隊長、地区団員2名、事務局
いなべ消防署、いなべ警察署 (注)消防署、警察署は任意

5. パレード服装 : 消防団員 / 活動服、運動靴、アポロキャップ、反射ベスト（機関員のみ）

6. パレード経路 : 市役所本庁舎から北勢町、藤原町、大安町、員弁町、北勢町の順番で、市内全域を巡回するが、交通事情等により経路変更もその都度協議する
パレード中は、事前に定めた場所にてトイレ休憩、昼食等をとる

文書名	いなべ市消防団 防火・防犯パレードについて	頁	2/2
-----	-----------------------	---	-----

7.その他：パレード中の乗車員にあつては、正しい姿勢での乗車、機関員はスマホ使用等のながら運転は絶対しないこと、又、同乗者は機関員を補佐し、安全確認への気配り等を行い、全員が交通ルールを遵守、安全運転に心掛けること（車内は禁煙）

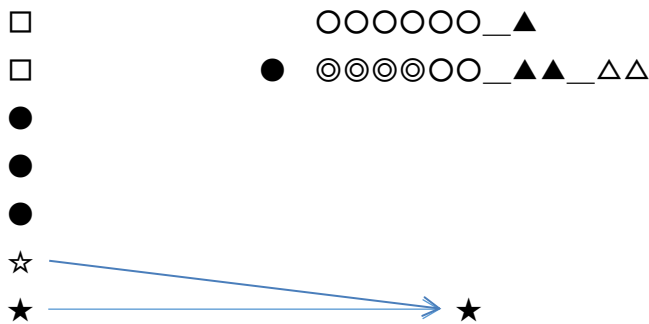
■春の防火・防犯パレード出発式、終了式

原則、以下の通りとする

尚、詳細については、その都度、協議する

集合場所 いなべ市役所 本庁舎 正面玄関前 午前8時45分集合

服装 消防団員【活動服、運動靴、アポロキャップ、反射ベスト（機関員）】



正面玄関を見据え2列横隊

- ★ 団 長
- ☆ 市 長
- 副団長
- (担当地区、前列最右翼)
- ◎ 指揮隊長
- 団 員
- ▲ 消防署
- △ 警察署
- 事務局

挨拶・報告要領

(集合が終わる)

(開始宣言)

(団長、中央へ移動)

副団長(担当地区) 「気を付け かしら一中 直れ」
「集合 終わりました」
「整列 やすめ」

団長そのまま挨拶 「・・・・・・・・・・」

副団長(担当地区) 「気を付け かしら一中 直れ」
「整列 やすめ」

(市長、中央へ移動)

副団長(担当地区) 「気を付け かしら一中 直れ」
「整列 やすめ」

市長挨拶 「・・・・・・・・・・」

副団長(担当地区) 「気を付け かしら一中 直れ」
「整列 やすめ」

(連絡事項の伝達・解散)

(副団長、中央へ移動)

副団長(担当地区) 「気を付け わかれ」

※なお、終了式は市長不在となる

<<参考>>

○三重県内消防関係香典

▲三重県消防協会・・・本人、配偶者、父、母

香典 5千円

▲三重県消防協会 北勢支会（北勢支会内団長）・・・本人、配偶者、父、母

香典 5千円

改訂 平成19年11月9日

制定 平成16年2月13日

